

「全銀協TIBOR公表に係るコンティンジェンシー・プラン」改定案に関するパブリック・コメントに対する意見および全銀協の考え方（回答）

提出業態	意見	全銀協の考え方（回答）
市場参加者	<p>レート呈示できる先が3先に満たない非常事態発生時において、機械的に前日のレートを当日のレートに採用し、公表するのは望ましくない。</p> <p>非常事態が発生した当日に、仮に市場で取引が成立していた場合、取引相場は前日の水準からは大幅に変動している可能性が高い。公表レートを清算に利用しているマーケットにおいては投資家に混乱を生じさせるものと懸念する。</p> <p>全銀協TIBOR公表に係るコンティンジェンシー・プランの現行規程にある「17時を過ぎてもレート呈示銀行が規定数に満たない場合、全銀協TIBORレートの算出を中止し、その旨公表する」を存続させた方が望ましい。</p>	<p>今回のコンティンジェンシー・プランの改定では、これまでの「関係諸施設の被災や、停電等の非常事態の発生」により、通常の算出・公表ができない場合に加え、「極度の市場ストレスの発生や、リファレンス・バンクの減少等」の状況も視野に入れ、これらの状況下においても、IOSCOの「金融指標に関する原則」の趣旨を踏まえ、極力、TIBORの公表を継続し、指標としての連続性、継続性を確保することを目的としています。</p> <p>従来は、当日最低5行からのレート呈示がない場合にはTIBORを公表しないこととしていましたが、今回の改定で、「当日、最低3行のリファレンス・バンクからレートの呈示がある場合には、当該レートを用いて当日のTIBORを算出・公表することとし、仮に17時を過ぎても3行に満たない場合には、前日のTIBORを当日のTIBORとして公表する」内容に見直すこととしたのは、上記の趣旨を踏まえたものです。</p> <p>ご指摘のとおり、非常事態の発生により、レートを呈示する銀行が3行を下回っている状況下では、市場で成立する取引のレート水準等が前日から大きく乖離している可能性があります。当日のTIBORが公表されない場合、TIBORを参照する契約等における影響が広範に及び混乱が生じることが想定されるため、当日のTIBORが公表されない事態を極力回避する必要があると考えています。</p> <p>以上の考えにより、今回のご意見については貴重なご意見として承り、内容については原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、見直し後のコンティンジェンシー・プランの内容については公表し、TIBORの利用者の方々に非常時のTIBORの算出・公表の措置を広く周知させていただきます。</p>